

今月の
トピックス

【配偶者控除・配偶者特別控除】

2018 年から配偶者控除と配偶者特別控除の制度が改正されます。

これまでの配偶者特別控除は年収が 103 万円超 141 万円以下の配偶者に適用され、控除額は最大 38 万円から 3 万円（配偶者の収入の増加に伴い逡減）となっていました。今回の改正から配偶者の年収が 150 万円以下であれば配偶者控除と同額の 38 万円の控除が受けられることとなりました。

なお、控除額は減額されますが、配偶者の収入が 2,015,999 円までは配偶者特別控除が受けられることとなります。

ただし、改正後の配偶者控除及び配偶者特別控除の両制度において、給与所得者の年収が 1,120 万円・1,170 万円を境にして控除額は減額され、1,220 万円を超える場合に控除はなくなります。

（詳細は右表参照）

		給与所得者の給与収入			
		1,120万円以下	1,170万円以下	1,220万円以下	1,220万円超
配偶者控除	配偶者の給与収入103万円以下	38万円	26万円	13万円	なし
	150万円以下	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	155万円以下	36万円	24万円	12万円	
	160万円以下	31万円	21万円	11万円	
	1,667,999円以下	26万円	18万円	9万円	
	1,751,999円以下	21万円	14万円	7万円	
	1,831,999円以下	16万円	11万円	6万円	
	1,903,999円以下	11万円	8万円	4万円	
	1,971,999円以下	6万円	4万円	2万円	
	2,015,999円以下	3万円	2万円	1万円	

【Point】

今回の改正は配偶者に限定しているため、配偶者以外の扶養親族は従来通り給与収入 103 万円以下のままとなります。親の扶養親族である大学生のアルバイトに 103 万円を超える収入があれば扶養親族から外れることになるため、学生アルバイトの働き方に影響はないといえるでしょう。

また、社会保険の制度についても変更はないため、106 万円未満で短時間被保険者に該当する場合は、パートタイマー自身が社会保険に加入しますが、中小企業では短時間被保険者の制度適用がないため 130 万円までは被扶養者のまま勤務を続けることが可能です。130 万円を超えると被扶養者から外れることになり、社会保険の適用条件を満たしていない場合は、国民健康保険、国民年金に加入することになります。

国民健康保険、国民年金は、会社の保険料半額負担がないことから手取り収入の減少幅が大きくなるため、130 万円未満で就業を制限することを希望する方がいる一方で、社会保険の適用を受け、かつ配偶者特別控除枠いっぱいまで勤務を増やすことを希望する方も増えてくるかもしれません。

その他注意したい点としては、会社が配偶者分として家族手当を支給している場合です。家族手当の支給基準を健康保険の扶養家族としている場合は変更の必要はありませんが、所得税の制度に基づき控除対象配偶者であることを支給要件としている場合には、年収 1220 万円を超える社員に家族手当が支給できなくなってしまいます。必要に応じて家族手当の支給要件を見直してください。